



TSUNAG

TO SECURE URBAN NATURE
AND GREENSPACE

令和6年11月1日
都市局都市環境課

優良緑地確保計画認定（TSUNAG 認定）の申請受付がはじまります ～良質な緑地確保の取組の価値が見える化しませんか？～

国土交通省は11月より、「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」の運用を開始します。本制度は、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定するもので、その価値の見える化を図ります。

1. 令和6年度の運用スケジュール

令和6年度の運用スケジュールは以下のとおりです。

認定までの流れ	スケジュール
①事前相談・申請受付	令和6年11月8日（金）～11月29日（金）17時まで
②審査	令和6年12月～令和7年2月
③認定	令和7年3月

2. 申請・認定の詳細

詳細については、別紙1の申請要領をご確認ください。

（参考）「優良緑地確保計画認定制度」の概要

国土交通省では、「まちづくりGX」の一環として、本年5月に成立した「都市緑地法等の一部を改正する法律」に基づき、大臣が認定する「優良緑地確保計画認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者等による①気候変動への対応、②生物多様性の確保、③Well-beingの向上などに貢献する良質な緑地の確保の取組を評価・認定するものです。

制度の概要や申請・認定の詳細は、制度HP (<https://tsunag-mlit.com/>) に掲載しています。



<添付資料>

- (別紙1) 申請要領
- (別紙2) 申請書・申請シート
- (別紙3) 申請者用手引き
- (別紙4) 優良緑地確保計画認定制度 (TSUNAG) の概要

<問い合わせ先>

都市局 都市環境課 酒井、増田

TEL:代表 03-5253-8111 (内線 33344、33334)、直通 03-5253-8295